

【メキシコ】 グアナファト・自動車
サプライチェーンフォーラム
Foro de Proveeduría Automotoriz
Guanajuato (FPA) 2025

ジャパン・パビリオン
出品案内書

会期：2025年9月10日（水）～11日（木）

会場：ポリフォルム・レオン（メキシコ・グアナファト州レオン市）

募集締切：2025年5月28日（水）日本時間17:00
※募集期間を延長しました



※全体運営等について主催者から変更の要請・指示があった場合、ジェトロは出品案内書に記載の内容を変更させていただく可能性があります。

はじめに

グアナフアト州自動車クラスター（CLAUGTO）が主催する「Foro de Proveeduría Automotriz（FPA）」は、ブース展示スペースとBtoB商談スペースが確保された自動車分野の展示・商談会で、メキシコ国内で数多く開催される自動車関連イベントの中でも最大級の規模を誇ります。第13回目となる「FPA2025」には、グアナフアト州をはじめメキシコ国内のあらゆる地域に生産拠点をもち完成車メーカーや主要一次部品メーカーのバイヤーが参加表明をしています。

このたび、ジェトロは「FPA2025」にジャパン・パビリオンを設置します。パビリオンの設置により日本企業のプレゼンスを高めることで来場者の関心を惹くとともに、出展者の皆様にBtoB商談や各種ネットワーキングの機会を提供し、メキシコでの販路開拓・拡大をサポートします。

メキシコは、米国市場への近接性や米国と比較して安価な賃金水準といった要因から、自動車産業をはじめとした製造業が経済をけん引しています。近年は、米中対立やコロナ禍でのサプライチェーン分断等を背景に、消費地の近くに生産拠点を設ける「ニアショアリング」の投資先として注目されてきました。米国トランプ政権の動向にメキシコ自動車産業も大きく影響を受けようとしています。メキシコ政府は米国との交渉を進めるとともに、国内のサプライチェーン強化を目指す方針を打ち出しています。現在、進出日系企業の拠点数は約1,500にのぼり、本イベントが開催されるグアナフアト州には自動車分野をはじめとする多くの日本企業や外資系企業の投資が集まっています。本イベントは、自動車業界を牽引する主要メーカーのバイヤーに対して日本の質の高い製品や技術を紹介する絶好の機会であり、メキシコを起点とした中南米諸国等における海外展開に積極的にご活用いただきたく、皆様にご案内申し上げます。

～メキシコをもっと知るために～

併せてご参照ください

▼国・地域別情報「メキシコ」：メキシコの政治経済概況について紹介

https://www.jetro.go.jp/world/cs_america/mx/

▼メキシコでの競争環境（地域・分析レポート）

<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2025/0302/afbc3cf9ba76d219.html>

▼メキシコの自動車産業（地域・分析レポート）

（1）完成車：<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2024/c4f0c3d2a927ab5e.html>

（2）自動車部品：

<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2024/1dd680df302efae4.html>

▼メキシコにおけるEV生産・販売動向（地域・分析レポート）

<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/special/2024/1102/3b0c6cbe721dbd9b.html>

▼2024年度 海外進出日系企業実態調査（中南米編）

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2023/01/c9936f87d6a3530c.html>

▼2024年度 中南米投資関連コスト比較調査

<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2024/01/7b75463e30b00195.html>

1. グアナファト・自動車サプライチェーンフォーラム2025概要

名称	Foro de Proveduría Automotoriz (FPA) 2025
会期	2025年9月10日（水）～11日（木）（会期2日間）
会場	ポリフォルム・レオン（メキシコ・グアナファト州レオン市）
主催者	Cluster Automotriz de Guanajuato A.C. (CLAUGTO) グアナファト州自動車クラスター
規模	約1万3,000平米
対象業種・分野	自動車部品・関連加工、周辺製品・サービスなど
来場者	自動車部品、関連製品・サービスのバイヤー、政府関係者など
URL	https://foroautomotrizgtopreventa.com/

2. フロアマップ



3. ジャパン・パビリオン概要

出品規模：90㎡（予定）

募集企業：9社（予定）

出品対象：本見本市主催者の定める出品対象業種・分野に準ずる
(1. 概要をご参照ください)

4. ジャパン・パビリオン出品のメリット

①高いプレゼンスと集客力

高い技術を有する日本の企業が集まるジャパン・パビリオンは、自社の単独出品に比べ、「オールジャパン」をアピールすることで集客が期待されます。

②出品費用が割安

単独で出品する場合は、出品費に加え、個別で行う装飾や広報活動など多くの予算が必要となります。ジャパン・パビリオンでは、統一デザインによるブース装飾などをジェトロが一括して行いますので、出品費が抑えられます。また、中堅・中小企業においては、補助金等の活用により、更に費用を抑えた出品が可能です。

③出品手続きの安心サポート

出品のお申込みから参加にいたる手続きをジェトロがサポートします。初めて海外見本市に出品される方でも安心してご参加いただけます。



過去に同会場で開催されたジャパン・パビリオンの様子

5. 出品者の要件

- ①日本で法人資格を有する企業、地方自治体、業界団体及び現地法人など。
- ②本見本市への出品について、経営者・事業責任者を含めて、社内での同意が得られていること。
- ③出品目的が調査や研修目的等でなく、商談目的であること。
- ④会期中の全日程で出品すること（会期中途中で撤収しない）。
- ⑤会期中の全日程で自社の商談担当者 1 名以上が常駐すること（自治体等の取りまとめ団体による代理商談は行わない）。
- ⑥メキシコ等中南米諸国への海外ビジネス展開に意欲がある者。
- ⑦本見本市の趣旨に賛同する者。
- ⑧商談に必要な相応の準備ができること。また、会期後も商談および輸出に関与できる担当者がいること。
- ⑨本事業にかかる書類の作成、問い合わせ等に迅速に対応できる担当者がいること。
- ⑩出品料の支払いについて、日本国内のジェットロ指定口座への振込みが出来ること。
- ⑪「出品案内書」および「海外見本市出品要綱」の記載事項を了承していること。同案内書に記載されていない事項は、同要綱の定めに従うものとします。なお、同案内書と同要綱に矛盾がある場合には、同案内書の記載内容を優先します。
- ⑫代理店参加の場合、出品商品のブランド主から書面にて見本市参加・代理商談・ブランド名/ロゴの提出について了承を得ていること。
- ⑬ジェットロおよび見本市主催者が出品者として適当であると承認した者。
- ⑭ジェットロが実施するアンケートに回答すること（会期前、会期中、会期後）。
（輸出実績、商談件数、成約（見込み）件数、成約（見込み）金額など）
- ⑮見本市主催者の定める見本市参加要項に従い準備・出品ができること。
- ⑯見本市主催者が求める提出書類を事前に準備できること。

6. 出品物の要件

- ①出品物が本見本市およびジャパン・パビリオンの出品対象業種・分野に合致していること。
（3頁および4頁参照）
- ②日本ブランドの製品・技術・サービス等を展示すること。
- ③必要に応じて、輸出検査証明書等の提示が可能であること。

7. 出品形態・出品料（不課税）

出品形態	中堅・中小企業料金 （費用補助あり）	一般料金 （費用補助なし）
標準ブース（統一装飾デザイン） 1小間（9㎡）あたり	250,000円	500,000円

※1小間：9㎡（間口3m×奥行3m）予定。

◆留意事項

※出品料の支払いは、日本国内のジェトロ指定口座への振込みでお願いします。これ以外の方法は受け付けません。

※請求書発行からお支払い期限までの期間が短くなる場合があります。

※1社あたりの最小申込単位は1小間とします。なお、最大2小間まで申し込みが可能です。

※独自出品とジャパン・パビリオンへの重複出品は認められません。重複出品が確認された場合は、今回または今後の出品をお断りすることもあります。

※中堅・中小企業料金の定義については、下記をご覧ください。出品申込者が日本の中堅・中小企業であること、及び出品者名を日本の中堅・中小企業名とすることが必要です。中堅・中小企業料金適用にあたっては、現地法人や現地販売代理店経由での出品申込は不可です。連絡先・現場対応者として現地法人・代理店の登録は可能です。

◆中小企業者の定義

製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社 及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社 及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社 及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社 又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社 及び個人

※常時雇用する従業員の数には、事業主、役員の数、臨時の従業員を含みません。

※法人格のない個人事業者によるお申し込みについても、同様に判断します。

※詳細については、中小企業庁のホームページにてご確認ください。

(<https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>)

◆中堅企業の定義

上記の中小企業者以外のもののうち、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第24項に規定する会社であって、応募日において常用雇用者2,000人以下の者。

◆留意事項

申込企業が、大企業の直接的・間接的な支配下にある企業である場合、中堅・中小企業料金の対象外とします。また、他の中堅・中小企業の参加を優先させていただく場合があります。

8. 出品料に含まれるサービス

◆全申込形態共通

- ✓ ジャパン・パビリオン出品者フライヤーの作成・掲載
- ✓ ジャパン・パビリオンに関する事前の広報活動
- ✓ 商談用テーブル、椅子（共用）

◆標準ブース（1小間あたり）

- ✓ 展示スペース 9㎡（間口3m×奥行3m）
- ✓ ブースの装飾・施工はジェットロが行い、出品物等の展示・陳列は出品者の経費負担となります。
- ✓ 統一デザインによる基本装飾（一定量の電気代およびその工事費を含む）
- ✓ 基本装飾付属備品（社名表示、受付兼展示台、ゴミ箱、コンセント）

9. 出品料に含まれないサービス

- ✓ 出品物調達費
- ✓ 基本装飾以外のブース装飾、追加レンタル備品、追加電源等にかかる経費
- ✓ 出品物にかかる輸送関連経費、関税および消費税等
- ✓ 渡航費（航空賃、宿泊代）、旅行傷害保険料
- ✓ ホテル～会場の移動交通費
- ✓ 食費等の個人的な経費
- ✓ 専有のアシスタント、通訳等に関わる経費
- ✓ その他「出品料に含まれるサービス」に定める以外の経費

◆ジェットロ・メンバーズ特別料金

ジェットロ・メンバーズには、会員特別料金として出品料の10%を割引します。但し、以下を条件とします。

- ①割引料金は会員1口につき年会費70,000円（税抜）を年間割引の上限とします。
- ②割引は日本国内からジェットロ・メンバーズとして登録された法人・団体名でお申し込みいただいた場合に限りです。
- ③出品料請求後にジェットロ・メンバーズに加入された場合は上記割引の対象外となります。まだジェットロ・メンバーズに加入されていない皆様は、この機会に入会をご検討ください。
【お申し込み・詳細はこちら】 <https://www.jetro.go.jp/members/memberservice/>

◆東京都「金融機関・専門機関と連携した『海外展開支援』」

東京都「金融機関・専門機関と連携した『海外展開支援』

東京都は、東京都中小企業制度融資のメニューとして『海外展開支援』を設けています。東京都中小企業制度融資の融資申込予定者（申込みを検討している者を含む）が、その融資を実行予定である金融機関を経由してジェトロへ支援を申し込む場合、東京都との連携により、本事業においては参加料のうち最大100万円の支援を利用できます（1企業あたりの利用限度は、支援経費累計が100万円となるまで）。

- 対象：都内に事業所を有し、東京信用保証協会の保証対象業種を営む中小企業者
- 詳細：<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/chushou/kinyu/youshi/youshi/kaigaitenkai/>

- ✓ ジェトロ・メンバーズ割引との併用、キャンセル料への利用はできません。
- ✓ 本プログラム申し込み日までの「海外展開支援」お申し込みで割引適用が可能です。

- お問合せ先：ジェトロ東京貿易情報センター
E-mail：knt-tokyo@jetro.go.jp / TEL：03-3582-4953

◆大阪府・ジェトロ大阪本部による出展料補助制度（予定）

大阪府およびジェトロ大阪本部は、大阪府内に本社又は主たる事業所を有する中堅・中小企業の海外販路開拓およびビジネス創出を支援するため、出品料の半額を補助する制度を実施予定です。

- 対象：大阪府内に本社又は主たる事業所を有する中堅・中小企業
- お申込み：<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/osa/fpa2025>

※本補助を希望される場合は「グアナファト・自動車サプライチェーンフォーラム ジャパン・パビリオン」への出品申込みと併せて、上記お申込みフォームにてご申請ください。

注意事項：

- ✓ 本補助は、2025年度の実施が決定した場合にご利用いただけます。実施が決定した場合であっても、予算額の上限に達し次第終了いたします。お申込み内容を確認のうえ、支援対象企業を決定いたします。
- ✓ 決定した場合のみ、その旨を申込済み事業者に対してご案内いたします。
- ✓ ジェトロ・メンバーズ割引および他の出展補助制度との併用はできません。
- ✓ キャンセル料に対して本制度を適用することはできません。
- ✓ 複数の展示会に重複してお申し込みいただくことはできかねます。
- ✓ お申込みいただいた内容は大阪府と共有し、出品後アンケート等にご協力いただきます。

- 締切：「グアナファト・自動車サプライチェーンフォーラム ジャパン・パビリオン」の出品申込締切と同日

- お問い合わせ先：ジェトロ大阪本部 海外ビジネス推進課（太田、酒井、岩浅）
Email：OS_KIKAI@jetro.go.jp / TEL：06-4705-8602

10. お申し込みの流れ

出品申込期限：

2025年5月28日（水）日本時間17:00

※お申込が予定小間数に達した場合は、
締切日前でも募集を終了することがあります

STEP1 イベント申し込み【オンライン入力】

「出品案内書」及び「海外見本市出品要綱」をよくお読みのうえ、以下サイトよりお申し込みください。

【出品募集サイト】 <http://www.jetro.go.jp/events/foro2025>

【申し込み期限】 **2025年5月28日（水）17:00まで（日本時間）**

※初めてご利用の方はユーザー登録が必要となります。



STEP2 企業情報/申込書（PDF）提出【オンライン入力】

以下サイトより、企業情報および「出品申込書・承諾書（代表者印（会社実印）を押印の上、スキャンしたもの）」をご提出ください。

【企業情報登録サイト】 <https://www.jetro.go.jp/form5/pub/odd/foro2025>

【申し込み期限】 **2025年5月28日（水）17:00まで（日本時間）**



STEP3 出品申込書・承諾書（押印済み原本2部）の提出【郵送】

ジェトロにて、STEP2の内容を確認後、ご連絡いたします。ジェトロから承認連絡を受けた後、ご提出いただいたスキャンデータの**原本2部**を以下宛先まで郵送にてご提出ください。

※会社案内、製品概要を電子媒体でお持ちでない場合、あわせてご郵送ください。

【郵送先】

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

ジェトロ海外展開支援部・フロンティア開拓課 新興国ビジネス援班 宛

【提出期限】 **2025年6月6日（金）17:00まで（日本時間）**



STEP4 入金（出品確定）

- (1) ジェトロ（および主催者）による審査のうえ、出品可否を連絡します。出品内定者へは「出品申込書・承諾書」の承諾欄に押印し、また請求書を発行します。
- (2) 「出品申込書・承諾書」と請求書各1部をご担当者宛に郵送にて送付します。
- (3) 請求書に記載の出品料を必ず入金期限までにお振込みください。期限までにお支払いいただいた時点で、正式な出品者として承認されます。

【入金期限】 **2025年6月27日（金）**

※入金期限までにご入金の確認ができない場合は、出品申込が取り消されたものとみなします。

※出品料振込に要する一切の手数料は出品申込者のご負担となります。

11. キャンセル規定

出品料を入金した後、出品者の自己都合によりご出品を取消される場合は、押印のある書面にてジェットロにお知らせください。出品確定前に申込を取消される場合は、メールまたは書面にてジェットロまでご連絡ください。キャンセル料金の発生時期と金額については、下表をご参照ください。

出品取消し受付日	キャンセル料
申込日～2025年6月27日（金）	なし
2025年6月28日（土）以降、会期中または連絡なしの不参加	出品料の100%

- 戦争、政情不安、天災、感染症、その他、出品者の責めに帰することのできない事由によりキャンセルする場合は、ジェットロに文書で通知し、その承諾を得ることにより、キャンセル料の支払いなく出品を中止できる場合がありますので、ご相談ください。
- 何らかの払い戻しが生じた際、その払い戻しにかかる一切の手数料は出品者様の負担となります。
- キャンセル料については、メンバー割引を適用できません。

12. 今後の流れ（予定）

時期	内容
2025年5月28日（水） 17：00	STEP1・2（オンライン申し込み）期限
2025年6月6日（金）	STEP3（書類提出）期限
2025年6月中下旬	出品審査結果通知（出品の内定） および請求書送付
2025年6月27日（金）	STEP4（出品料の支払い）期限
2025年7月中旬（予定）	追加備品手配
2025年6～7月末（予定）	主催者への各種書類提出 （出品者バッジ、各種申請事項等）
2025年9月10日（水）～11日（木）	「Foro de Proveeduría Automotoriz 2025」会期

※会期前の設営スケジュール等につきましては改めてご案内させていただきます。

◆宿泊について

現地、グアナファト州レオン市は期間中、ホテルの予約が取りにくくなることも予想されますので、各社ご自身でお早目に準備されるようお願いいたします。

13. 注意事項

以下には重要な情報が記載されております。お申し込みの前に必ずご確認ください。

◆全体

- ✓ 出品申込書に記載された内容に変更がある場合、書面及びメール(odd1@jetro.go.jp)にてジェトロにご連絡願います。また、申込締切日を過ぎてから内容を変更される場合、ジェトロおよび主催者はその内容によっては応じられない場合がございますので、予めご了承ください。
- ✓ 本見本市に国からの補助金を用いて出品する場合、中堅・中小企業の方も出品料は一般料金となります。ただし、国庫補助金に該当しない補助金・助成金（地方公共団体等が実施するもの）については、この限りではありません。補助金につきましては、各都道府県へお問合せください。
- ✓ 外国為替および外国貿易法等、国内法令に定めのある出品物の出品については、出品者の責任において事前に許可等を取得願います。詳細は、経済産業省安全保障貿易管理課ホームページ (<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>) を参照ください。
また、「輸出管理等の外為法関連規制に関する特記事項」に同意いただけることを申込の条件といたします。 (https://www.jetro.go.jp/user_info/export_control.html)
- ✓ ジェトロが成果把握等のために実施するアンケートには必ずご回答願います。（会期前、会期中、会期後）
- ✓ 自社スペースの転貸、売買、交換、譲渡は出来ません。また、1小間を他企業と共有することも出来ません。
- ✓ 搬入～会期～搬出の全日程を通じての会場アテンドをお願いします。見本市最終日の終了時刻以前の撤収は認められません。
- ✓ 会場の諸規定や開催国・開催地の関係法令等を遵守することとします。
- ✓ 偽造品、不良品、知的財産権の権利侵害品の展示はできません。また、会場内で使用される展示物・映像・音楽は、著作権を侵害しないようにしてください。展示・実演で音楽の演奏・オーディオ・ビデオの録音物を再生する場合は、著作権に対する処理手続きが必要です。
※自社で権利を持つものや、既に権利処理済のものは問題ありません。
- ✓ ご提供頂いた個人情報、事業実施のため、関係省庁および地方自治体、設計業者、施工業者、現地バイヤー、主催者等の事業関係者等に提供する場合がございます。また、本見本市に関するプレスリリース、ジェトロホームページ、主催者運営オンラインサイト等において企業情報や出品物の情報等が公開される場合がございます。ご了承ください。
- ✓ 輸出に際しての特許・知的財産については事前にご確認ください。
- ✓ 出品物は国内法令および現地法令に照らして適法に輸送して下さい。違反した場合は、今回または今後のご出品をお断りすることもあります。
- ✓ 全体運営等について主催者から変更の要請・指示があった場合は、ジェトロは出品案内書に記載の内容を変更させていただく可能性があります。
- ✓ 現地への出品物の輸送、見本市会場内の搬出入は全て出品者の責任において実施願います。
- ✓ 自治体・工業会等の団体によるお申し込みの場合、お申し込み前に本案内書の末尾に記載のジェトロ窓口にお問い合わせください。
- ✓ 「出品申込書・承諾書」、「企業・出品物情報」の内容に虚偽の記載を行った場合は、申し込みを無効とすると同時に、本見本市への出品をお断りします。
- ✓ 出品者様には、ジェトロの「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条で定義する反社会的勢力に該当せずかつそれらと関係を有しないことを確約いただきます。該当することが判明した場合、ジェトロは当該出品者様の本見本市への出品を取り消し、本件に関しお支払いいただいた参加費および費用の返金、賠償はいたしません。

https://www.jetro.go.jp/ext_images/disclosure/antisocial/hansyakai-taiokitei.pdf

14. (参考) その他ジェトロサービスのご案内

中小企業海外展開現地支援 (バヒオ地域/メキシコシティ・プラットフォーム)

ジェトロ・メキシコ事務所では、当地の官民協力機関等と連携した支援プラットフォームを整備・構築し、メキシコにおける中小企業のビジネス展開をサポートします。プラットフォーム・コーディネーターを配置し、各種情報提供、個別相談への対応を一層強化するとともに、現地の官民協力機関とのネットワークを活用し、ビジネスパートナーの紹介・取次ぎなど、現地日系企業の皆様からご要望の高かった各種サービスを一元的に提供します。

* 詳細はこちら

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/mx_mexico/platform.html

JAPAN STREET

Japan Streetはジェトロ招待バイヤー専用のカタログサイトです。貴社の商品を登録いただきますと世界中のバイヤーの目に触れることになり、商品に対する引き合いや商談依頼を受けることが可能となります。

～ご登録のメリット～

1. ジェトロが厳選した世界中のバイヤーと出会う機会に繋がります。
2. ご登録から商談日程調整まで、ジェトロによる無料のサポートを受けることができます。
3. 商談日程調整など海外バイヤーとのやり取りはジェトロが代行いたします。

* 詳細・登録はこちら

https://www.jetro.go.jp/services/japan_street.html

新規輸出1万者支援プログラム

輸出に対するあらゆる質問に対応、国内取引での輸出から海外バイヤーとの商談まで貴社のビジネスチャンスをサポートします。ジェトロでは新たに輸出に挑戦する企業に対し個別のカウンセリング通じて、適切な支援策を提案します。

* 詳細はこちら

<https://www.jetro.go.jp/ichiman-export.html>

貿易実務オンライン講座

「貿易実務オンライン講座」は、長年、海外ビジネスに関する相談に応じているジェトロが、そのノウハウを活かし、海外取引に欠かせない知識を体系的に、分かりやすく学んでいただけるよう開発した講座です。企業の社員研修のメニューとして、キャリアアップや資格試験対策として、さまざまな用途にお役立ていただけます。

* 詳細はこちら

<https://www.jetro.go.jp/elearning/>

15. お問い合わせ先・申込書類提出先

ジェトロ 海外展開支援部・フロンティア開拓課

担当：堀内、八郷、小林、望月

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル6階

E-mail : odd1@jetro.go.jp 電話番号 : 03-3582-5242

ジェトロメキシコ事務所

担当：渡邊

E-mail : infomex@jetro.go.jp 電話番号 : +52-55-5202-7900

※代表者印について

以下の見本と同じ印影の印鑑をご使用ください。

【見本】

【代表者印】 本店所在地の法務局に届出済みの 法人の実印	代表取締役印 	株式会社、有限会社等
	理事長印 	社団法人、NPO 法人等
【役職印】 法人名のほかに所属長名が刻印された 印鑑		※出品申込権限をお持ちであることが確認できる書面等も併せてご送付ください。

代表者印のNG例

以下の印は代表者印に相当しません。

角印（社印）、認印	 
-----------	---

※原則、角印（社印）、認印は承認できませんが、諸事情により代表者印をお持ちでない場合は、ご相談ください。

※個人事業主の方は、各市町村役場に登録されている個人印（実印）を押印ください。